

（登記の税率の軽減を受ける事業再編の範囲等）

第四十二条の六 省 略

（登記の税率の軽減を受ける事業再編の範囲等）

第四十二条の六 同 上

2 法第八十条第一項第一号、第二号口及び第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項第一号から第三号までに掲げる事項について登記を受ける者の次に掲げる計画に基づき増加した資本金の額を合計した金額とする。

一 法第八十条第一項に規定する認定事業再編計画

二 造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十五条の規定の適用に係る同法第十二条第二項に規定する認定事業基盤強化計画

三 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下第六号までにおいて「食品等持続的供給法」という。）第十七条第一項の規定の適用に係る食品等持続的供給法第六条第一項の認定を受けた同項に規定する安定取引関係確立事業活動計画（食品等持続的供給法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）

四 食品等持続的供給法第十七条第二項の規定の適用に係る食品等持続的供給法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する流通合理化事業活動計画（同条第七項において準用する食品等持続的供給法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）

五 食品等持続的供給法第十七条第四項の規定の適用に係る食品等持続的供給法第九条第一項の認定を受けた同項に規定する環境負荷低減事業活動計画（同条第八項において準用する食品等持続的供給法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）

六 食品等持続的供給法第十七条第五項の規定の適用に係る食品等持続的供給法第十条第一項の認定を受けた同項に規定する消費者選択支援事業活動計画（同条第七項において準用する食品等持続的供給法第七条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）

3 省 略

（登記の税率の軽減を受ける不動産特定共同事業契約の範囲等）

第四十三条の三 法第八十三条の三第一項に規定する契約のうち政令で定めるものは、不動産特定共同事業法第二条第三項第一号又は第二号に掲げる

3 同 上

（登記の税率の軽減を受ける不動産特定共同事業契約の範囲等）

第四十三条の三 同 上

2 法第八十条第一項第一号、第二号口及び第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項各号に掲げる事項について登記を受ける者の一の認定事業再編計画（同項に規定する認定事業再編計画をいう。）又は一の認定事業基盤強化計画（造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十五条の規定の適用に係る同法第十二条第二項に規定する認定事業基盤強化計画をいう。）に従つて増加した資本金の額を合計した金額とする。

契約（以下この条において「事業契約」という。）の内容として次に掲げる事項の全てが定められているものとする。

一・二 省 略

三 次に掲げる対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法第八十三条の三第一項第一号に掲げる土地の上に新築等をする同号に規定する特定建築物 当該土地又はその土地の上に存する権利の

取得後三年以内に当該特定建築物の新築等に着手すること。

ロ 法第八十三条の三第一項第三号に掲げる建築物 当該建築物及びその敷地の用に供されている同項第四号に掲げる土地又はその土地の上に存する権利の取得後三年以内に同項第三号に規定する特定増築等に着手すること。

四 省 略

2 法第八十三条の三第一項第一号及び第二号に規定する建替えが必要な建

築物として政令で定めるもの並びに同項第三号に規定する特定増築等をすることが必要な建築物として政令で定めるものは、次に掲げる建築物とする。

一 新築された日から起算して十五年を経過した建築物

二 省 略

3 10 省 略

一・二 同 上

三 同 上

イ 法第八十三条の三第一項第一号に掲げる土地の上に新築等をする同号に規定する特定建築物 当該土地又はその土地の上に存する権利の

取得後二年以内に当該特定建築物の新築等に着手すること。

ロ 法第八十三条の三第一項第三号に掲げる建築物 当該建築物及びその敷地の用に供されている同項第四号に掲げる土地又はその土地の上に存する権利の取得後二年以内に同項第三号に規定する特定増築等に着手すること。

四 同 上

2 同 上

3 10 同 上

一 新築された日から起算して十年を経過した建築物

二 同 上

3 10 同 上